

高齢者施設等における事故報告対象施設等 管理者 様

上越市高齢者支援課長

高齢者施設等における事故報告の様式変更について（通知）

このことについて、新潟県福祉保健部高齢福祉保健課長から別紙のとおり通知がありました。市では県からの通知に基づき、下記のとおり取り扱うことといたしますので、通知いたします。今後も、より一層の事故防止対策に万全を期されるようお願いするとともに、施設等で事故が発生した場合は、入所者等の御家族等への連絡とともに、速やかに市への連絡も行うようお願いいたします。

なお、本通知は令和 3 年 5 月 1 日から適用し、平成 30 年 1 月 17 日付け上高第 1072 号は廃止します。

記

1 市への報告基準

(1) 下記の事故については、原則としてすべて報告すること

- ①死亡に至った事故
- ②医師（施設の勤務医、配置医を含む）の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故

(2) 重大な事故等【速やかに報告すること】

- ①警察等の外部機関が関与したもの（例：不自然死、自殺、行方不明 等）
- ②報道機関に情報が伝わる可能性がある、又は既に伝わっているもの
- ③事故原因や施設等の対応等に疑義があり、トラブルに発展する可能性があるもの など

(3) (1)、(2) 以外の事故等

誤薬、盗難、傷害事件、行方不明、個人情報紛失 等

(4) 留意事項

※「事故」とは、施設等における福祉サービスを提供する全過程において発生したものであり、事業者の過誤、過失の有無を問わないものであること。

※従前の報告基準では治療に一週間以上の期間を要した事故となっていたが、今後については治療期間に関係なく医師の診断を受け、何らかの治療が必要となった事故についてはすべて報告の対象とすること。

※施設、事業所内で起きた事故等が原因の場合のみ適用し、帰宅後の事故等は除くもの。ただし、施設等に関連したと思われる場合は、報告の対象とすること。

※施設・事業所職員及び第三者の負傷・死亡についても対象とすること。

※事故原因がはっきりしない等、判断に迷う場合も報告の対象とすること。

※事故等の報告書の提出後、市で内容を確認し、不明な点等があれば各事業所に確認することがあるため、関係書類を整理しておくこと。

2 報告方法

(1) 電話による第一報

これまでは、事故の内容を問わず、電話での第一報を行うこととしていたが、今後は市への報告基準 (1) ①、(2) ①②③、(3) に該当する場合のみ速やかに電話で第一報を行うこととする。

(2) 事故報告書の提出方法

- ・別紙報告様式内の1から6の項目までについて可能な限り記載し、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に提出すること。
- ・その後、状態の変化等必要に応じて追加の報告を行うとともに、事故の原因分析や再発防止策等については、作成次第報告すること。
- ・個人情報保護の観点から、郵送又は持参、メール（パスワード付き）のいずれかで報告すること。

3 その他

- ・事故報告等の様式は市ホームページ→介護保険関係情報のトップページ→事業所向け情報に掲載してありますので、ご確認ください。

(参考)

○介護保険関係情報のトップページ

<https://www.city.joetsu.niigata.jp/site/kaigo/>

[問合わせ・報告先]

上越市高齢者支援課 介護指導係
担当 檜出

電話 025-526-5111 (内線 1670)

F A X 025-526-6115

メール kaigo@city.joetsu.lg.jp